

知多北部広域連合監査委員が保有する個人情報の保護に関する規
程

(平成 1 7 年 8 月 3 0 日 監委告示第 1 号)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、知多北部広域連合個人情報保護条例（平成 1 7 年知多北部広域連合条例第 2 号。以下「条例」という。）第 5 3 条の規定に基づき、知多北部広域連合監査委員が保有する個人情報の保護に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報の保護)

第 2 条 知多北部広域連合監査委員が保有する個人情報の保護については、広域連合長が保有する個人情報の保護の例による。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。